

ご家族情報登録制度規約

エヌエヌ生命保険株式会社

第1条（目的）

本規約は、エヌエヌ生命保険株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する「ご家族情報登録制度」（以下、「本制度」といいます。）の利用に際して、その取扱いを定めるものです。

第2条（概要）

1. 本制度は、当社の保険契約者（年金支払開始日の到来により保険契約者の一切の権利義務を継承した年金受取人を含み、以下、「契約者」といいます。）が次条に定める所定の範囲のご家族を当社にあらかじめ登録いただくことにより、その登録されたご家族（以下、「登録家族」といいます。）が当社に対して次の各号の事項を実施できるサービスです。
 - （1） 保険契約内容の照会
 - （2） 各種請求書類の契約者宛送付依頼
2. 本制度は契約者が個人の場合にご利用いただけます。また、成年後見制度等により契約者に法定代理人が設定されている場合は対象外となります。

第3条（登録家族の範囲）

1. 登録可能なご家族は、1契約者につき1名です。登録家族は、契約単位ではなく契約者単位での登録となるため、本制度の申込み以後にご加入いただく当社の保険契約にも本制度が適用されます。
2. 登録家族の範囲は次の各号のとおりです。ただし、日本国内に住所を有する成年者の方に限ります。
 - （1） 契約者の戸籍上の配偶者、直系血族または兄弟姉妹
 - （2） 契約者と同居または生計を一にしている三親等内の親族
 - （3） 上記以外で契約者と同居または生計を一にしている方で当社が認めた方

第4条（本制度の申込み）

1. 契約者は、本制度の申込みにあたり、当社の定める方法（本人確認書類等のご提出）により、当社に次の各号の事項を通知いただくことを要します。
 - （1） 登録家族の氏名（漢字・カナ）・生年月日・性別・契約者からみた続柄
 - （2） 登録家族の住所、電話番号
2. 契約者は、本制度の申込みにあたり、あらかじめ登録家族から次の各号の事項について、同意を得ることを要します。
 - （1） 登録家族の情報として、氏名・生年月日・性別・続柄・住所・電話番号を当社に開示し、登録すること
 - （2） 当社より登録家族に連絡を行う場合があること
 - （3） 当社が登録家族の情報を第10条に定める範囲で利用すること

3. 契約者は、本制度の申込みにあたり、当社が被保険者、受取人、指定代理請求人の氏名等の個人情報を登録家族に対し開示することについて、あらかじめ被保険者、受取人、指定代理請求人の同意を得ることを要します。

第5条（本制度の利用開始）

前条に定めるところにより、当社において登録家族の情報登録が完了した時点で、本制度の利用が可能となります。なお、当社は登録が完了した時点で、契約者にその旨を通知します。

第6条（登録内容の変更）

1. 登録家族に関する情報に変更が生じた場合、または事実と異なる場合は、次の各号のいずれかに定めるところにより、速やかに当社に通知いただくことを要します。
 - (1) 契約者が、登録家族の同意を得て変更後の情報を当社に通知すること
 - (2) 登録家族が、変更後の自身の情報を当社に通知すること
2. 契約者は、当社に通知いただくことで、第3条に定める範囲内で登録家族を変更することができます。

第7条（本制度の中断・停止・終了）

1. 次の各号のいずれかに該当した場合、契約者および登録家族に事前に通知することなく本制度は終了します。
 - (1) 契約者または登録家族から登録廃止の申出があった場合
 - (2) 登録家族が不同意であったことが判明した場合
 - (3) 登録家族が第3条に定める基準を満たさないことが判明した場合
 - (4) 対象契約の契約者が変更された場合
 - (5) 契約者に対して、成年後見制度等による法定代理人が任命されたことが判明した場合
 - (6) 解約、被保険者の死亡等により対象契約が消滅した場合
 - (7) 契約者が死亡した場合
 - (8) 年金支払いが開始された契約で、契約者と年金受取人が相違する場合
 - (9) 契約者または登録家族が反社会的勢力関係者であることが判明した場合
 - (10) その他、当社が必要と認めた場合
2. 次の各号のいずれかに該当した場合、当社は本制度の全部または一部の提供を中断・停止することがあります。
 - (1) 本制度にかかるシステムの保守点検または更新等を行う場合
 - (2) 天災・災害その他のやむを得ない事由により、本制度の提供が困難となった場合
 - (3) コンピューターまたは通信回線等が事故等により停止した場合
 - (4) その他、当社が本制度の提供が困難と判断した場合

第8条（登録家族への連絡）

次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、登録家族に対して連絡することがあります。

- (1) 当社から発送した通知物が契約者に届かず、契約者と直接の連絡が取れない場合
- (2) 大災害発生時や、ご高齢者等への現況確認等において、契約者と直接の連絡が取れず、契約者および被保

険者の安否確認または緊急連絡等が必要な場合

第9条（登録家族に開示する情報）

当社は、登録家族より申出があった場合、当社所定の本人確認方法により登録家族と同一人と認められることを条件に、その登録家族に対して次の各号の情報を開示します。ただし、被保険者のセンシティブ情報（傷病名・手術名・診断書等の身体・健康状態に関する情報等）は除きます。

（1） 保険契約にかかる次の情報

契約者・被保険者・受取人の基本情報、保険商品名、保険金額、保険期間、保険料払込期間、保険料、契約日、質権設定、差押等、保険金請求権・解約返戻金請求金等の契約上の権利にかかる情報等

（2） 保険契約の状態（有効・失効・解約済等）

（3） 保険料払込方法およびご入金状況等

（4） 試算情報（解約・契約者貸付・減額・払済等）

（5） 契約者による請求情報（解約・契約者貸付・減額等の履歴情報）

第10条（個人情報利用）

1. 当社（委託会社を含みます。）は、契約内容、登録家族に関する情報、本制度の利用にかかる過程で知り得た情報を、本規約に定める条項以外に、必要に応じて次の各号の目的で利用する場合があります。

（1） 各種保険契約のお引き受け、ご継続、維持管理、保険金・給付金等のお支払い

（2） 当社からのサービスのご案内・提供

（3） 当社業務に関する情報提供・運営管理および商品・サービスの充実

（4） その他保険に関連または付随する業務

2. 当社は、登録家族の情報を対象契約の取扱い代理店に開示する場合があります。

3. 前2項に定めるほか、当社における個人情報の取扱いに関する詳細は、当社ホームページをご覧ください。

第11条（当社の免責）

1. 契約者または登録家族が本規約のいずれかに反した場合、そのために生じた契約者、登録家族およびその他保険契約関係者等にかかる損害について、当社は一切責任を負いません。

2. 本制度への加入・利用・運営に関し、契約者、登録家族またはその他保険契約関係者等から異議申立があった場合や、ご家族間で紛争が生じた場合、当社は一切関与しません。また、これらに起因して生じた損害についても、当社は一切責任を負いません。

第12条（規約の変更・廃止）

1. 当社は、契約者の事前の承諾なしに本規約を変更または廃止できるものとします。この場合、当社は変更内容および変更日（廃止する場合は廃止日）を通知もしくはホームページ等で公表します。

2. 前項の場合、変更日以降は変更後の本規約を適用し、廃止日をもって本規約の適用を終了します。

第13条（準拠法・管轄）

1. 本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。

2. 本規約に関する、または本規約に起因して生じた一切の法的係争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2022年11月1日 制定